

学校体育施設開放事業の手引き

令和5年3月

座間市健康部

《目次》

| | |
|----------------------------|---|
| 1 学校体育施設開放事業の基本的な考え方 | 1 |
| (1) はじめに | 1 |
| (2) 学校施設の利用について | 1 |
| (3) 学校体育施設開放事業について | 1 |
| (4) 今後の運営委員会について | 2 |
| 2 学校体育施設開放事業委託について | 2 |
| (1) 事務手続きなどについて | 2 |
| (2) 委託業務の内容について | 3 |
| 3 運営委員会及び登録団体の役割について | 4 |
| (1) 運営委員会 | 4 |
| (2) 登録団体 | 4 |
| 4 責任の範囲について | 5 |
| (1) 施設、設備等の不具合 | 5 |
| (2) 備品、消耗品等の準備等 | 5 |
| (3) 施設開放に伴う事故等 | 5 |

1 学校体育施設開放事業の基本的な考え方

(1) はじめに

座間市では、社会体育（地域スポーツ）の振興を図るため、小学校及び中学校の施設を学校教育上支障のない範囲で市民のスポーツ又はレクリエーションの利用に供しており、昭和49年頃から学校体育施設開放事業が行われていたと考えられています。

学校体育施設（体育館及びグラウンド）開放（以下「施設開放」という。）については、従来から、各学校に設置されている「学校体育施設開放運営委員会」（以下「運営委員会」という。）に施設開放運営業務を市が委託する形で行ってきています。

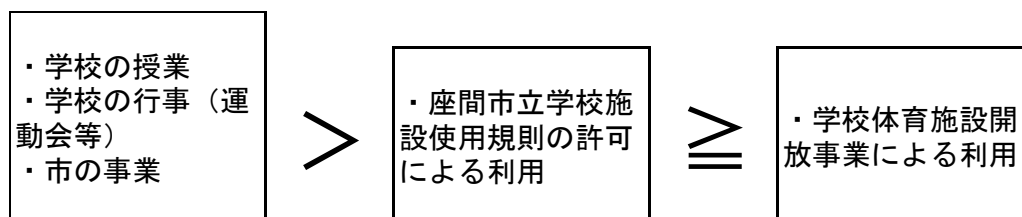
また、運営委員会の運営については、これまで当該校の校長先生を委員長とし、教頭先生が新規団体登録に関することや利用調整会議の開催、書類作成などの実務を行っていたことから、教頭先生に大きな負担がかかっていました。このようなことから、施設開放は学校の業務であるとの誤解を与えていました。

(2) 学校施設の利用について

学校施設は、学校の授業や学校の行事（運動会等）、市の事業（避難所開設訓練等）が優先されるのは言うまでもありませんが、そのほかにも「座間市立学校施設使用規則」に基づき、自治会やPTAといった地域活動団体（地域住民）などが、教育委員会の承認を受けて利用する場合があります。

これらの利用の次に「学校体育施設開放事業」が位置付けられています。

図1 学校体育施設利用の優先順位イメージ



(3) 学校体育施設開放事業について

学校体育施設は、一般のスポーツ施設とは異なり、基本的には、児童・生徒の学習の場であることから、これらの妨げになってはいけません。このため、不特定多数の団体による利用ではなく、利用者自身が運営者としての責任を持ち、安定的かつ適正な施設利用が図られる「運営委員会への委託」によるものとしています。

(4) 今後の運営委員会について

学校現場の負担軽減及び運営委員会の自主、自立による運営、ひいては持続可能な施設開放事業にすることを目的として、令和5年4月から教職員には、運営委員会の委員から外れていただくこととしました。

今後の運営委員会は、登録団体相互の理解や協力の下、『地域の社会教育活動団体による自主的な運営』という本来目指していた組織運営となります。

2 学校体育施設開放事業委託について

(1) 事務手続きなどについて

① 契約締結(4月)

スポーツ課と運営委員会との間で「学校体育施設開放運営事業委託」の契約を締結（請書による。）します。履行期間は、4月1日から翌年3月末日までの1年間で、毎年度契約を締結します。

《ポイント》

提出書類及び提出期限は、次のとおりです。

ア 請書(4月1日) ※ 200円の収入印紙が必要となります。

イ 請求書(4月1日以降)

ウ 委託業務着手届(請書提出日から7日以内)

提出書類の様式は、事前にスポーツ課から運営委員長にお送りします。

② 委託料支払い(4月末)

委託契約の締結に伴い、適正な請求書を受けた後、30日以内にお支払いします。支払い方法は、原則として口座振り込みとしますので、振り込み用の口座をご指定ください。(振り込み用の口座は、運営委員会名義または委員長名義が望ましいと考えます。それ以外の場合は、スポーツ課へご相談ください。)

③ 委託業務の完了(翌年3月末)

翌年の3月末日で委託業務が完了します。「委託業務完了届」をスポーツ課に提出してください。

(2) 委託業務の内容について

① 利用日程の調整

スポーツ課が学校から施設開放が可能な日（次年度の4月1日から翌年3月末日まで。以下「可能日」という。）を確認し、運営委員会に可能日を連絡しますので、運営委員会は、各登録団体の施設利用の日程調整を行います。

日程調整をしたら、「学校体育施設利用割当一覧表（4号A、B様式。以下「割当表」という。）」に調整結果を記載し、スポーツ課に提出してください。

また、日程調整後に学校の授業や行事、市の事業等が急遽入り、利用できなくなることがありますのでご承知おきください。

《ポイント1》

可能日の連絡は、2月上旬の予定です。

割当表の提出期限は、利用日の属する月の前月の初日です。

例1) 4月分の割当一覧表の場合は、3月1日が提出期限です。

例2) 4月～9月分の割当一覧表をまとめて提出する場合の提出期限は、3月1日です。

例3) 10月～翌年3月分の割当一覧表をまとめて提出する場合の提出期限は、9月1日です。

《ポイント2》

利用調整会議をする場合は、一度の会議でできるだけ長期間の割当てを決めると合理的です。6カ月または12カ月のスパンで割当てを決めれば、利用調整会議及びスポーツ課への割当一覧表の提出が年に2回または1回で済みます。

② 利用申請

これまでは、各登録団体が学校に利用申請をしていただきましたが、令和5年度からは、運営委員会が一括するかたちで「学校体育施設利用申請書（5号様式）」をスポーツ課に提出していただきます。（後日、スポーツ課から委員長に「学校体育施設利用承認書（6号様式）」を送付いたします。）

③ 新規登録に係る審議

新規登録希望団体からスポーツ課に事前相談があった場合、スポーツ課から委員長に対し、当該希望団体を当該運営委員会の委員として新規の加入に関する可

否をお聞きするので、運営委員会でお話し合いをしていただき、その結果を委員長からスポーツ課へご連絡いただきます。

スポーツ課へのご連絡は、メールでお送りください。

《回答例》

例1 ●月●日に意見照会のあった当運営委員会への新規加入については、受け入れ可能です。

例2 ●月●日に意見照会のあった当運営委員会への新規加入については、受け入れ可能ですが、体育館(グラウンド)の利用枠の空きがありません。次回の割当て調整会議から参加していただきたい。

例3 ●月●日に意見照会のあった当運営委員会への新規加入については、(※具体的内容を記載)を条件として、受け入れ可能です。

例4 ●月●日に意見照会のあった当運営委員会への新規加入については、(※具体的理由を記載)のため、受け入れが困難です。

上記の回答例は一例です。実態に即した内容でお返事ください。

③ その他

施設開放に関して必要な事項は、その都度スポーツ課と連絡調整をする。

3 運営委員会及び登録団体の役割について

運営委員会で行うことと、各登録団体が行うことがあります。

それぞれが行う主なことは次のようになります。

(1) 運営委員会

- ① 会則(規約)を定め、それに基づく運営委員会の運営を行う。
- ② スポーツ課と「学校体育施設開放運営事業委託契約」を締結する。
- ③ 登録団体を招集して利用調整会議等を行う。
- ④ 利用割当一覧表及び学校体育施設利用申請書をスポーツ課に提出する。
- ⑤ スポーツ課からの照会に基づき、新規団体登録の可否等について審議する。

(2) 登録団体

- ① 運営委員会に委員を選出し、運営委員会の運営に協力をする。
- ② 管理指導員を定め、スポーツ課に届け出る。
- ③ 登録内容等に変更があった場合は、スポーツ課に届け出る。
- ④ 関係規則等及び管理指導員の指揮、指導等に従い、適切な施設利用を行う。

4 責任の範囲について

(1) 施設、設備等の不具合

施設開放で使用される小学校及び中学校の体育館、グラウンド、その他設備及び学校教育で使用する備品、消耗品等は、教育委員会が管理しているものでありますので、学校教育及び学校管理上の支障とならないよう注意してください。

経年劣化や老朽化による不具合は、公費で対応しますが、予算の範囲内での対応となります。ただし、利用団体の不注意等による場合は、原因者負担となります。

不具合が発生した場合は、直ちに学校及びスポーツ課に連絡をしてください。

(2) 備品、消耗品等の準備等

学校教育で使用する備品、消耗品等は、公費で購入しています。施設開放で使用する場合は、大事に取り扱ってください。(石灰等、大量に使用する消耗品は、運営委員会でご用意ください。)

施設開放でのみ使用する備品、消耗品等は、運営委員会でご用意ください。

(3) 施設開放に伴う事故等

施設、設備の瑕疵によるものを除き、施設開放中に発生した事故等は、利用団体の責任において対応してください。

また、試合観戦者による路上喫煙、たばこのポイ捨てに対して、近隣住民の方からスポーツ課に苦情が寄せられます。これについても、利用団体の責任において、管理、指導等をお願いします。

5 その他

施設開放で使用した場所は清掃し、利用団体所有の物品及びごみは持ち帰ってください。また、使用した備品等は元の場所に戻してください。